

## 【PPP2007 : No.3】

## 都道府県から市町村への権限移譲とPPP

PPPは、もっとも住民に近い基礎的自治体たる市町村で実践されることによってより一層充実したものとなる。その前提として、国から地方自治体への権限移譲に加え、都道府県から市町村への権限移譲を推進し、市町村のPPPへの取組の自由度を高める制度環境の整備が必要である。第一次地方分権改革では、市町村長に対する包括的指揮監督規定、義務教育の水準等統一的事務規定、統制条例制度、事務委任制度が廃止されると共に、市町村への関与も法定化されたほか、都道府県事務とされる補完事務も規模・能力に応じた市町村での処理が可能となった。また、市町村への権限移譲は、可能な限り一律で実施する必要があること、市町村の規模・能力に応じた権限移譲の推進が必要であることなどから中核市、特例市の指定、条例による事務処理特例による移譲などの仕組みが整備され、都道府県と市町村の上下主従関係の是正が進んだ。

PPPの推進においてとくに重要なポイントとなるのは、条例の位置づけと機能を強化することである。そのひとつが都道府県の条例によって市町村の規模や能力に応じて市町村長との協議のもとで事務の再配分を行う事務処理特例制度である。政省令を除く法律で根拠づけられた事務に関して「事務処理特例制度」で都道府県から市町村に移譲している事務の実態は、地方行財政調査会の2006年4月1日現在調査によると都道府県で運用されている法律数約千本中、207本となっている。そのうち、6割以上の都道府県で市町村に移譲している事務に係る法律は、医療法、野外広告物法、建築基準法、国有財産法、歯科技工士法、水道法、地方自治法、駐車場法、鳥獣保護狩猟適正化法、動物愛護管理法、都市計画法、都市再開発法、土地改良法、土地区画整備法、農地法、母子寡婦福祉法、墓地埋葬法、などに及ぶ。また、政令指定都市、中核市、特例市の数は98市と人口20万人以上の市の9割程度になり、大都市制度による事務処理特例も広範に拡大してきている。

そうした拡大の一方で市町村の財政悪化や都道府県に比べて規模のメリットが機能しにくい等により過重負担感が高く、とくにパッケージ型の移譲については、移譲する法律・条項の数が多いことなどから、受入体勢の整備が困難なことなどの問題点が明確となってきている。加えて、事務処理特例制度で市町村に移譲された事務の内容についても検証する必要がある。許認可権限は依然として都道府県側に残し、受付業務だけを市町村に移譲するなどの事務処理の多元化現象のみを生じさせる例も多く見られる。

都道府県から市町村への権限移譲は、市町村全権限性の原則(全ての権限はまず市町村に属すること)、補完性の原則、市町村優先性の原則を徹底し、市町村の移譲できる権限、移譲できない権限ではなく、「移譲すべきでない権限」の明確化の下で挙証責任を明確にしつつ消去法的検討を重ね残った権限は全て市町村に移譲する姿勢が必要となる。

下からの分権の実現には、市民への情報共有と市民の参加の仕組みを充実させる必要がある。情報共有と市民参加を充実させるには、両者と地域社会改善の成果を目に見えた姿で結び付ける必要がある。そのためには、市町村の自由度を高めPPPの創意工夫による実践性を高めることが求められる。